

○公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり業務提案書の提出を招請するので公告する。

令和5(2023)年4月12日

栃木県知事 福田 富一

1 業務概要

(1) 業務名

栃木県「文化と知」の創造拠点整備構想策定支援業務

(2) 業務内容

新県立美術館、新県立図書館及び新県立文書館について、「文化と知」の拠点としてふさわしい基本理念や基本方針を示すとともに、整備方針について整理する「栃木県『文化と知』の創造拠点整備構想」（以下「構想」という。）の策定を行うため、以下の業務を実施する。

ア 構想の策定支援

イ 構想策定検討委員会等の運営支援

ウ 県民意向調査の実施

(3) 契約期間

契約締結日から令和6(2024)年12月13日(金)まで

2 参加表明書の提出者に要求される資格

単独の法人又は複数の法人による共同企業体であること。

なお、共同企業体の場合は、代表構成員を1者選定すること。

単独の法人の場合は、公告日現在において、次の(1)～(10)に掲げる要件を全て満たす者であること。また、共同企業体の全ての構成員は、次の(2)～(8)及び(10)に掲げる要件を全て満たすとともに、代表構成員は、(1)及び(9)の要件を満たす者であること。

(1) 過去15年間（平成20(2008)年4月1日以降に成果物引渡しを完了）に元請けとして受託（共同企業体の構成員としての受注を含む。）した同種の施設（美術館又は図書館）の整備事業（新築又は改築）に係る構想、計画の策定若しくは基本設計の業務（以下「同種業務」という。）又は類似の施設（博物館、資料館又はその他展示・収蔵機能を有する施設）の整備事業（新築又は改築）に係る構想、計画の策定若しくは基本設計の業務（以下「類似業務」という。）の実績があること。ただし、都道府県が発注した延べ面積5,000㎡以上の同種業務については、協力事業者として再委託を受けて実施した業務も対象とすることができる。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する者であること。

なお、入札参加資格を有していない者が入札参加を希望する場合は、令和5(2023)年5月8日(月)までに入札参加資格の取得手続を行うこと。ただし、契約締結時までに入札参加資格を取得することができなかった場合は、参加表明書は無効とする。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）に

規定する者に該当しないこと。

- (4) 令和5(2023)年4月12日(水)から同年5月31日(水)までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は第4号の規定に該当する者でないこと。
- (7) 複数の共同企業体の構成員となつての参加や、共同企業体構成員と単独の法人としての重複参加をしていないこと。
- (8) 本業務の配置予定者として、業務担当者1名以上を配置すること。業務担当者を複数名配置する場合は、代表担当者1名を選定すること。
- (9) 本業務の配置予定者として、業務責任者1名を配置すること。
- (10) 業務責任者又は業務担当者(複数名配置する場合は代表担当者)のいずれかについては、同種業務又は類似業務についての実績を有する者とする。こと。
なお、業務責任者及び業務担当者は、兼務することはできないものとする。

3 業務提案書の提出者を選定するための評価項目

参加表明書を提出した者の中から、次の(1)及び(2)の評価項目に基づき、栃木県「文化と知」の創造拠点整備構想策定支援業務に係る評価委員会(以下「評価委員会」という。)が評価を行い、業務提案書の提出者として5者を選定する。ただし、選定対象となる最下位順位で同評価の者が複数存在し5者を超える場合は、この限りでない。また、参加表明書の提出者が5者に満たない場合、2を満たす全ての者を業務提案書の提出者として選定する。

(1) 事業者の業務実績

同種業務の実績

※ 共同企業体の場合、全ての構成員の業務実績について評価を行う。

(2) 配置予定者の業務実績

同種業務の実績

※ 業務担当者を複数名配置する場合は、代表担当者の業務実績を評価する。

なお、共同企業体の場合、全ての構成員の業務担当者(複数名配置する場合は代表担当者)の業務実績について評価を行う。

4 業務提案書を特定するための評価項目

提出された業務提案書の中から、次の(1)～(3)の評価項目に基づき、評価委員会が評価を行い、1者の業務提案書を特定する。

(1) 事業者の業務実績

同種業務の実績

※ 共同企業体の場合、全ての構成員の業務実績について評価を行う。

(2) 配置予定者の業務実績

同種業務の実績

※ 業務担当者を複数名配置する場合は、代表担当者の業務実績を評価する。

なお、共同企業体の場合、全ての構成員の業務担当者（複数名配置する場合は代表担当者）の業務実績について評価を行う。

(3) 業務の実施手法

実施方針（取組体制、強み、業務方針、実施手順、工程計画、その他の業務実施上の創意工夫等）及び特定テーマ①～③に対する提案内容等

5 手続等

(1) 担当部署

ア 公告全般に関すること

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号（栃木県庁舎本館9階）

栃木県総合政策部総合政策課政策企画・地方創生担当

電話：028-623-2206

E-mail：sogo-seisaku@pref.tochigi.lg.jp

イ 競争入札参加資格申請に関すること

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号（栃木県庁舎本館3階）

栃木県会計局会計管理課物品調達室

電話：028-623-2091

E-mail：kaikei-b@pref.tochigi.lg.jp

(2) 実施要領の配付

「栃木県『文化と知』の創造拠点整備構想策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」は、令和5（2023）年4月12日（水）から契約締結日まで県ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限 令和5（2023）年5月8日（月）午後5時 （必着）

イ 提出先 5（1）アのとおり

ウ 提出方法 電子メールによる。到着確認のため、送信後に電話連絡すること。

(4) 業務提案書の提出

ア 提出期限 令和5（2023）年5月31日（水）午後5時 （必着）

イ 提出先 5（1）アのとおり

ウ 提出方法 電子メールによる。到着確認のため、送信後に電話連絡すること。

6 業務の詳細

本業務の詳細は、別紙1「栃木県『文化と知』の創造拠点整備構想策定支援業務仕様書」による。

7 その他

(1) 契約保証金

契約保証金の納付を免除する。

(2) 業務委託契約書

業務委託契約書の作成を要する。